

札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会

第3回墓地部会

議 事 録

日 時：2021年5月21日（金）午後2時開会
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室（WEB会議）

1. 開 会

○上田部会長 定刻となりましたので、ただいまより第3回墓地部会を開催させていただきます。

初めに、事務局より委員の出席状況及び配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（敦賀生活環境課長） 札幌市保健所生活環境課長の敦賀でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、緊急事態宣言の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、委員のご変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

小林委員が転勤されまして、後任として日本政策投資銀行北海道支店次長の桃井委員でございます。

恐れ入りますが、桃井委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○桃井委員 ご紹介にあずかりました日本政策投資銀行北海道支店次長の桃井です。

この4月から小林の後任といたしまして着任いたしました。

今後、部会に参加させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（敦賀生活環境課長） よろしくをお願いいたします。

続きまして、事務局も人事異動による変更がありましたので、お知らせいたします。

生活衛生担当部長の金網です。

○事務局（金網生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の金網です。よろしくお願い申し上げます。

4月から高木の後任で参りまして、火葬場、墓地をめぐる問題に私自身としては初めて向き合うこととなりまして、これまでの記録などをいろいろと見せていただいておりますが、本当にいろいろな角度からの問題があるのだなと感じておりますし、その奥深さに驚いているところです。

同時に、昨年3月に策定しました基本構想の実現に向けまして、今、まさにコロナの第4波の真ただ中で、今後の影響をなかなか見通せない状況ではありますが、何とか今年度中に運営計画をまとめていきたいと考えております。

委員の皆様には、これまでも長期にわたってご検討をいただきまして、大変ありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

今日の会議は前回に続いてオンラインとなってしまいましたが、これまでと同様、それぞれのお立場から忌憚のない活発なご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（敦賀生活環境課長） 続きまして、生活環境課生活環境係の高野です。

○事務局（高野生活環境係員） 生活環境課生活環境係の高野です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（敦賀生活環境課長） さて、委員の本日の出席状況でございますが、本日は8名全員のご出席をいただいております。

それでは、議事に入る前に、今日も新型コロナウイルス対策のため、オンラインによる会議の開催となりますため、発言のルールをご案内させていただきます。

一つ目ですが、発言時以外はマイクをオフにしてください。

二つ目ですが、発言したい際は挙手をお願いします。

三つ目ですが、発言する前にお名前を名乗っていただいてからご発言をお願いします。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

資料は、事前に郵送させていただいております。会議次第、資料1から資料5まで、参考資料1と墓地部会名簿を添付しております、6ページ物です。

また、本日は、運営計画策定の補助業務を受託しました株式会社ノーザンクロスもウェブ会議を閲覧しております。

なお、本日の会議についてですが、会議資料や議事録は、従前どおり、札幌市のホームページに公開する予定です。そして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本日の会議は一般の方やマスコミの方の傍聴をご遠慮させていただいております。

事務局からの連絡は以上です。

それでは、よろしく申し上げます。

2. 議 事

○上田部会長 それでは、お手元の次第に沿い、議事を進めさせていただきます。

まずは、議事（1）の墓地部会2回目までの振り返りについてです。

事務局からご説明をお願いします。

なお、事務局の説明が終わりましたら、随時、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○事務局（高谷墓園管理係長） 新型コロナウイルス感染症が拡大していること、また、市の施設も休館となっているから、なかなか会議室が決まらず、会議案内文の送付が遅くなり、ご迷惑をおかけいたしました。

本日は、会議室を間借りしておりますことから、スムーズな進行にご協力をお願いします。

早速、資料1についてご説明をさせていただきます。

これまで開催させていただきました第2回墓地部会までは、左側の①の市営霊園の無縁墓への対応から①の合同納骨塚の運用方法までを協議してきたところです。

右側に移りまして、今後の方向性としまして、第2回墓地部会開催以降、動きがございましたのは、まず一番上の①の市営霊園の無縁墓への対応についてです。

第1回の部会で無縁墓への対応策についてのフローチャートについてご承認いただきましたので、業務に着手させていただいております。運営計画の策定後と記載をさせていただいておりますけれども、ここで1点だけご報告させていただきます。

墓地使用者の中には、外国籍のため、戸籍の取得ができないという方がおります。そうした方々につきましては、戸籍調査ができないため、現地に看板を設置し、事務を進めさせていただいております。

続きまして、その二つ下の㊦の市営霊園の運営手法についてです。

前回の会議では、指定管理制度を導入している政令市が8市、直営で運営しているのが12市ということで、札幌市を含む5市が運営手法を検討中とお知らせをさせていただいております。

新年度に入ってから札幌市を除く4市に電話で確認をさせていただいたところ、神戸市におきましては、我々では既に実施しておりますけれども、園内の清掃や警備などを業務委託しているとの話をお聞きすることができました。また、北九州市は、墓地使用者の個人情報保護をどうするかということが課題になり、直営を継続することになったと聞いております。

前回の会議では、市民サービスを向上させていくという視点からはPFI制度導入が望ましいですけれども、墓地の使用権などの許可業務を与えるのはいかがかという意見が委員の皆様からあったことから、素案づくりの段階において事務局内で引き続き検討していきたいと思っております。

次に、㊧の合同納骨塚の運用方法では、これまで議論した中で決定とまではいかなかった合同納骨塚の受入れや合同納骨塚新設の考え方などを再協議させていただきたいと思っております。

下段が墓地部会の今後の予定でして、第4回は7月に、第5回は10月に予定していることを記載しております。

○上田部会長 議事(1)の墓地部会2回目の振り返りについて説明がありました。

前回の振り返りに当たる内容ですが、何かご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 今ご説明あったように、今日はかなり重たいテーマが盛りだくさんですので、時間もかかりそうですけれども、円滑な議事の進行にご協力いただければと思います。たくさんのご意見を寄せていただきたいと思いますけれども、皆さんが発言できるよう簡潔にお願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

引き続き、お手元の次第に沿って議事を進めていきます。

議事(2)の合同納骨塚の運用についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局(岸霊園管理担当係長) 資料2の合同納骨塚の運用方法について説明させていただきます。

まずは、左側の経緯及び今後の利用条件についてです。

(1)では、札幌市合同納骨塚の設置経緯を記載させていただきました。昭和41年の新設時には、行旅死亡人や引取者のない遺骨を納める施設として新設されました。その後、

市民の意識変化等に伴い、利用希望者が増加となったため、無縁遺骨等と同様の条件の下で埋葬を希望する市民向けの施設として現在まで利用していただいております。

前回までの部会でお話がありましたセーフティーネットにプラスアルファの部分の全てではありませんが、担っている状況であります。

(2)では、利用条件の見直しについて記載させていただきました。

基本構想でのパブリックコメントや推進協議会より、札幌市以外に在住している場合でも札幌市民として亡くなった方の遺骨を受け入れてほしいとする意見がありました。死者の尊厳を保つ視点や親族の方のライフスタイルの変化に対応するため、親族が札幌市民ではないために利用できないとする不利益を解消するものであります。

なお、永代供養、個別の自然葬、生前予約については引き続き民間に委ねていく方針であります。

続きまして、右側の合同納骨塚の今後の方向性についてです。

(1)では、合同納骨塚の利用状況及び今後の推移を表にしています。

現在の条件の下で合同納骨塚を利用した場合、令和9年度中に上限に達するものと予想されます。

(2)では、今後の方向性を記載させていただいております。

令和2年4月より引取者のない遺骨の保管期限を3年から2年に短縮し、さらに、遺骨の受入れ範囲の拡大を見直した場合、令和8年度中にも上限に達する可能性があることから何かしらの検討を開始したいと考えております。

なお、下の図では、新設を予定する場合の想定でありまして、約5年の年月が必要であると考えております。また、行旅死亡人、引取者のない遺骨以外の埋葬を希望する市民に対する受益者負担の考え方を整理する必要があると認識しております。

今回、改めて札幌市としての考え方を整理しました。

①の札幌市の合同納骨塚受入に関する考え方、②の合同納骨塚新設に係る考え方等についての2点のご協議をよろしくお願いいたします。

○上田部会長 ただいま事務局から資料2についての説明がありました。

こちらは1回目と2回目の部会でも協議してきた内容ですけれども、札幌市として考えを改めて整理したということです。

事務局からは、資料2の右下に記載されている協議事項について委員の皆様からご意見をいただきたいとのことです。委員の皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思うのですが、二つに分けて、まず、一つ目からご意見をいただければと思います。

合同納骨塚の受入れについて、札幌市民としてお亡くなりになった方も含めて拡大することですが、これについてのご意見をよろしく申し上げます。

○石井委員 市民サービスの平等性ということでいったら受入れをすることに特段問題はないという印象なので、賛成という意見を言わせていただきます。

○福田委員 基本的には、石井委員のおっしゃっているように、私も賛成です。

左のページの一番下の利用条件のところにありますが、市民としてお亡くなりになった方が加わるということですよ。これは非常にシンプルで分かりやすいという長所があるのですが、ほかの市町村の合同墓がどうかということですよ。

まず、遺骨を管理している方、お亡くなりになった方、それぞれについて、今の住所がそこにある、あるいは、本籍地がそこにある、住所も本籍地も過去にあった方でもオーケーだ、現在いなければならないなど、順列組合せがたくさんあるのです。この利用条件は非常にシンプルで分かりやすいのですが、過去に市民であった人は駄目なのか、本籍地はあるけれども、それでは駄目なのかなど、この辺りの整理といいますか、理論的な根拠を用意しておかないと聞かれたときに困るのではないかなという印象を受けました。

○上田部会長 札幌市民としてお亡くなりになった方の定義は何ぞやということですが、事務局から回答はありますか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） ここについては要領等でしっかりと煮詰めていかなければならないなと思っておりますが、今のところ、本籍というのは考えておりません。あくまでも、札幌市民として何らかの貢献をされた方という意味合いになりますので、今のところは住民票があることを前提にしようかなと思っております。

○上田部会長 それでは、ほかにございませんか。

○佐々木委員 札幌市民としてお亡くなりになった方のご親族というところに私は引っかかっています。これは法律的に定義された親族ということになるかと思うのですけれども、ご親族の身寄りがいない方、あるいは、ご親族がいたとしても疎遠で関係が希薄な方などはどうするのかということがあるのです。ですから、ここの書きっぷりはご家族等とするほうがいいのかなと思いました。

○上田部会長 これについて事務局から何かありますか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 現在、何らかの関係で親族の方と疎遠だということであれば、各区役所で引取り手のない遺骨を取り扱っている部署がありまして、一定期間で親族の方に引取りを依頼することになります。その間、遺骨を保管するわけですが、それでも引取らないということになれば合同納骨塚に入れるという仕組みが既にあります。

○佐々木委員 全てを区役所の方がやってくれるということになるのです。でも、区役所の方に手間を取らせるまでもなく、ご親族ではないけれども、身近でお世話をしている方がいる方も多数いらっしゃると思うので、ご検討をいただければと思います。

○上田部会長 これは契約の手続を誰が行うかという話ですよ。

先ほど事務局から説明がありましたが、上の図の水色の四角にあるように、現状の中にそういう方は含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） そうです。

○上田部会長 そのほかにございませんか。

○高橋委員 利用条件として、札幌市民以外の方も受け入れる、セーフティーネットとして受け入れたほうが良いという意見がここでも多いです、それについては私も十分に理

解しております。でも、本当に親族なのかが分かりにくい方もおります。

また、今後の利用状況の話につながってしまうのですけれども、その分、申込みが増えることになっていくと思うのです。私たちとすれば、前に札幌市にいた人が利用することはいいのですけれども、増えていった場合はどうするのでしょうか。

そして、札幌市としては基本的にセーフティーネットとして使うという考え方に変わりはないのですよね。門戸を開き過ぎているところもあると思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 考え方はあくまでも変わらず、無縁遺骨と言われているものがメインですけれども、それと同等の利用条件で利用を希望する方を対象とすることになると思います。

○上田部会長 ほかにございませんか。

○澤委員 私も先ほどの福田委員の言っていたこととつながるのですけれども、札幌市民としてお亡くなりになった方について、実際にあったこととお話しします。

八十何年、札幌市にいたのだけれども、施設に入るので、地方に引っ越したのですね。それから1か月くらいで亡くなってしまったという方がいらっしゃいましたが、そういったことも出てくるのかなと思うのです。ですから、何年以上札幌市に住んでいたなど、そういう緩いものがないと外れる人が結構出てくるのかなと思いました。

○上田部会長 先ほど高橋委員からのご指摘にもあったように、前回の墓地部会でも議論になりましたけれども、セーフティーネットをどう考えるのかです。また、門戸を開いてしまえばしまうほど、早くいっぱいになって、次の新しい納骨塚をつくらなければいけなくなってくるということです。

まさにセーフティーネットとは何なのかという議論に戻りそうな気もするのですけれども、この流れで二つ目についてご意見をいただきたいと思います。

今の条件については皆さんもおおむね賛成ということだったかと思うのですけれども、そのようにして新しく受入れを始めた場合、5年後には現在の合同納骨塚がいっぱいになってしまいます。ただ、新設の合同納骨塚をつくるには5年くらい時間がかかるといった説明もあったかと思います。

そこで、新設することに対して皆様からご意見をいただきたいということかと思うのですが、いかがでしょうか。

○古瀬委員 新設の先が見えているのですけれども、令和8年度には満杯になるだろうということで、この段階で増設しなければいけないとなりますと、そのときの費用はどうなるのでしょうか。そこら辺の計算について、概略でも押さえているのでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 今、建物の内容や規模等を検討している段階でして、詳細についてはまだ何も決まっておりません。ただ、場所については、委託業者を交え、どういうところがいいのかを検討させていただくことになっております。

○古瀬委員 何となくは分りますが、5年といたらすぐ目の前なのです。場所も当然で

すけれども、これからどんどん増えていくと私は思うのです。こういうふうにセーフティーネットを広げていくのもいいのですけれども、その考え方を整理しておかないと、また同じことをこの時期に考えなければいけなくなると思いますし、一旦緩めてしまうと、それをまた元に戻すのはなかなか難しいと思うのです。

満杯になったから札幌市民でなければ駄目とはならないと思うので、長期的な計画をある程度持って、それから合同納骨塚のセーフティーネットを広げていくというのならいいのですけれども、そこがどうなのかと心配だったので、質問しました。

○上田部会長 貴重なご意見をどうもありがとうございます。

そのほかにご意見はいかがでしょうか。

○高橋委員 受入れを増やしていき、ここに書いてありますけれども、年間2,350体という数字がグラフの下の米印の二つ目に書いてありますよね。

実は、合同納骨塚をつくる前の受入れ直前に、当時の生活環境課の方から受入れを開始しますよということで民間霊園に説明に来られたのですね。2014年に来られ、説明を受けたのですが、そのときの計画では、年間600体、20年使う予定であるということでした。当時はそういうことだったのですけれども、やはり、ニーズが多く、2,350体となっているということです。

また、私たちからすると、この利用条件である困窮している方たちなのか、所得の少ない方なのかというのはどうなのだろうなということは正直あります。合同納骨塚がセーフティーネットとして必要だということは分かりますけれども、先ほども言われましたように、希望される方は使えるという考え方についてはぜひ考えていただければと思っております。

前も言いましたけれども、市営住宅みたく条件が整った方とするなど、審査は大変だとは思いますが、そういう形を取っていただけることについても考えていただきたいなと思います。

○上田部会長 門戸を広げるという話だけでも、セーフティーネットという方針と現状の利用にはかなりのギャップがあるのではないかという指摘も含め、事務局からはいかがでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 遺骨の収蔵場所を確保できない方もセーフティーネットで救う一つなのかなと考えているところであります。今回は、利用条件を広げるというよりは不利益を解消するというのがメインだということです。

○上田部会長 実際の利用を見直す必要があるのではないかというご指摘についてはいかがでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 新しく合同塚をつくったとき、そういう方たちに対しての受益者負担の考え方についてはやはり整理をしていかなければならないとは認識しております。

○上田部会長 そのほかはいかがでしょうか。

○石井委員 今、最後にありました受益者負担についてです。

要は、セーフティーネットという側面がある一方、市民の意識の変化ということで、個人のお墓なんか持たなくていい、特にお墓がない方で新たに調達する必要がないという考え方の人がどんどん増えていく可能性もあるかと思えます。それに所得制限などを明確に設けるのは難しいですし、それをやらないとしたら、数はむしろどんどん増えていくような傾向になるでしょう。また、死ぬときまでお金の話をするのはどうかと思えますけれども、仮に、自分でお墓をつくらず、合同納骨塚に入るようなケースがあったら、経済的には一定の負担能力があるということが起こってくる可能性は十分あるかと思えます。ですから、おっしゃられたように、最低の負担ができる方がどう使うかはちゃんと議論したほうがいいように思います。

入れることについてはいいのではないかとはい僕も思うのですが、費用負担をできる人にはやってもらうという考え方もちゃんと入れておかないと、こちらに流れをつくることになってしまうかもしれませんので、上手にバランスを考えたほうがいいかなといういろいろ意見聞いて思いました。

○上田部会長 打合せのときにもお伺いしましたし、先ほど古瀬委員からも質問がありましたが、受益者負担の考え方としては、基本的に建設費を入れる方の数で割って算出されるというようなお話だったかと思えます。その考え方については、セーフティーネットの話と費用負担が可能な人をどういうバランスで考えるのかでかなり重要になってくるのかなと思いつながらお伺いしておりました。

そのほかにご意見はいかがでしょうか。

○高橋委員 やはり、受益者負担というか、ここに書いてある墓じまい等の希望者についてです。要は、お墓を持っていらっしゃる方が墓じまいをするということですね。そういうお墓をつくるだけの経済力があつた方がお墓をやめるので、合同納骨塚に入れたいという人については負担をいただくことを考えているのかなと思って私は読んでいましたし、そうではないと、身寄りのない方など、本当に必要な人たちが利用できないということも出てくるのかなと思えます。

また、住んでいるところではなく、違う都市に行った場合、違う都市の人は金額が違うなど、お墓の利用金額に差がある都市もあるのですね。今回、札幌市民以外の方の値段を上げろという意味ではないですけども、そういうふうにして、本当に困っている人と入りたいのだという人の金額についての検討はできないものかなと思ってしまうのですけれども、そこまではまだ考えていらっしゃらないですか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 現在の合同塚に関しましては料金を上げるということは考えておりません。ただ、新設になった際の料金体系については、やはり、何らかの検討はしていくことになると思います。うたがわれる

取りあえず、セーフティーネットの関係から利用していただくとは思っているのですが、セーフティーネットにプラスアルファのものが必要だという意見もありまして、どう

してもお墓のない方へのセーフティーネットとなっていくのかなと考えております。

○上田部会長 ほかにございませんか。

○福田委員 いろいろと聞いていましたが、私もやみくもに増やせばいいとは思いませんし、受益者負担も必要だと思っています。

一つ事務局に聞きたいのですが、新しくつくとしたら、今の平岸霊園のところにつくるのか、場所をどう考えていらっしゃるのでしょうか。前回、札幌市に10区あるのだから、各区に欲しいよねという話を澤委員がされておりましたよね。そこまでいかななくても、幾つかには必要なのかなと思っています。

そして、今ある合同納骨塚の場所です。

昨日、あちら方面に行く用事がありまして、改めて行ってきたのですが、車がないと60段くらいの階段を上がっていかねばならず、これでは高齢者は大変だなと改めて思いました。

そこで、新設するとしたら場所はどこを考えていらっしゃるのかをお聞きします。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 場所等については、候補地検討業務を委託し、検討していきたいと思っています。ただ、10区に一つずつというのはなかなか難しいと考えておりますし、地下鉄沿線地域に合同塚をつくるというのもなかなか難しいと思っています。

お参りに行かれる方のことを考えるのも必要ですけれども、近隣に住まわれる方の中での検討も必要になってくると思いますので、まず、場所の候補地検討業務を委託し、考えていきたいと思っています。

なお、平岸霊園については、現在、合同墓があります。お参り時の混雑ということもありますので、平岸霊園につくるとは一概に言えないのですが、候補としては今の3霊園のどこかになるのかなという考えが私の中にはあります。

○上田部会長 これはかなり議論が難しいテーマです。

要は、これまでの部会で議論があったように、札幌市としては、市営霊園はセーフティーネットとして特定の方を対象としているということ、また、民間霊園とのすみ分けを考えているということです。そうなってきますと、先ほど石井委員のお話にもあったように、多様化してくる市民のニーズを市営霊園として受け止められるのは合同納骨塚しかなくなるわけで、いろいろな使い方がされてしまうことになります。

実際にはセーフティーネットの部分以外のものも合同納骨塚に集中してしまう、これは合同納骨塚以外ないとも言いかえることができるかもしれないのですけれども、それでこういった議論になってしまうのかなと思います。

少なくとも、前半の議論の不利益の解消という意味で、札幌市民として亡くなった方は合同納骨塚に入れるようにしようということについては皆さんも賛成ということですよ。ただ、それに伴い、今ある合同納骨塚が5年後にはいっぱいになってしまいます。今後の条件については議論が必要かと思うのですけれども、この段階から新設をしていくという

考え方については皆さんにもご賛同いただけるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。これについて別のご意見がある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○石井委員 ほかに方法がないですね。増えていくことを容認したら、いや応なくだと思います。

○上田部会長 具体的な条件や受益者負担の費用などについては引き続きの検討になってくるかと思えますけれども、少なくとも、今回の協議事項に関しては、それぞれ合同納骨塚の利用条件を見直した上で埋葬の上限に達する前に新設等の何らかの対策を検討していくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○上田部会長 それでは、時間も限られておりますので、次の議題に移ります。

議事(3)の市営霊園の新たな管理料制度についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(高谷墓園管理係長) 資料3の市営霊園の新たな管理料制度についてご説明させていただきます。

札幌市で整備した霊園としまして、平岸霊園、里塚霊園、手稲平和霊園の3霊園がございますけれども、これらの霊園につきましては、墓地の使用許可時に永代の墓地使用料、土地の使用料、土地の持ち主は札幌市で、土地の使用権を与えているというものです。

そして、共用部分の園路補修や清掃などに使用する経費として20年分の清掃手数料を一括徴収し、霊園の維持管理をこれまで行ってきております。

平岸霊園は昭和16年に開設、里塚霊園と手稲平和霊園は昭和40年代に開設しているため、近年、維持管理に係る経費が増加しており、このままだと基金が枯渇するという問題が発生しているということはこれまでの部会の中でも報告させていただいております。

2と3にも書いていますけれども、この問題を解決するためには、歳出であります維持管理料を抑制し、サービスの質を落とす方法も考えられますけれども、安全性への懸念や霊園の景観悪化なども考えられますため、現実的な対応策ではないと考えております。そのため、墓地を使用して20年を経過している墓地使用者から清掃手数料を徴収すべきと考えてございます。

手数料を徴収することで安心・安全な霊園の整備が進むだけでなく、管理事務所につきましても古くなってきておりますので、バリアフリー化や建て替えなど、高齢社会に適した施設づくりに着手できるものと考えております。

20年を経過した墓地使用者から手数料を徴収することに対し、委員の皆様からご賛同していただいた際には、4の管理料制度の見直しの後段の部分にも書いておりますが、清掃手数料という名称が適切かどうかについても今後検討していきたいと思っております。

また、手数料を徴収する際の期間についてです。

右側の参考2をご覧ください。

政令指定都市の中で管理料を定期的に徴収しているのは17都市あり、そのうちの16都市は毎年徴収しております。

しかし、その下に毎年管理料を徴収している他都市との比較と記載しておりますが、区画数と職員数を比較しますと、札幌市は1区画当たりに対する職員の数が圧倒的に少ないところです。職員1人当たりの受け持ち区画に比較しますと、6,000区画と3,500区画ということで、他都市の平均よりも2,500区画も多い状況となっております。今、札幌市では税収が乏しく、簡単に職員の人数を増やせる状況ではないため、1年と5年の間を取り、3年間に1度、徴収するような方法を模索したいと考えております。

なお、16都市があるうち、6都市の平均しか把握できませんでした。例えば、京都市であれば、古くからのまち並みであるため、お墓の区画数を把握できていない、また、名古屋市や岡山市は、札幌市でいう旧設墓地のように、昔からある墓地については区画数が不明である、また、火葬場等を合築している複合施設のため、墓地に係る職員数が不明という回答であったことを申し添えます。

なお、右下に参考ということで黄色の協議事項の上にあります。手数料を徴収することで、年間で1億9,400万円程度の収入となるだろうと考えてございます。

算出するに当たり、収納率は70%と計算しましたが、皆様方もご承知のとおり、無縁墓疑いの墓ということで使用者と連絡が取れない方が2割近くいるため、収納率を70%としたということです。

以上のことから、協議事項といたしまして、市営霊園の使用許可を得てから20年を経過した墓地使用者から清掃手数料を徴収することについて、また、徴収する際の徴収頻度について、委員の皆様でご議論をいただければと思います。

○上田部会長 こちらもこれまでに触れられてきましたけれども、使用許可時に20年分の清掃手数料を徴収していましたが、20年を経過した後、手数料を徴収していなかったため、基金が枯渇してきたということです。そのため、今後、手数料を徴収したいというようなお話です。

ここでも協議事項は二つありますけれども、まず、①の市営霊園の使用許可を得てから20年を経過した墓地使用者から清掃手数料を徴収することについてご意見をいただきたいと思います。

○古瀬委員 分からないので、教えてほしいのですが、管理料制度の見直しの中で20年を経過した清掃手数料の徴収頻度とあり、1年で7,000円となっておりますよね。これは1年間の清掃費が7,000円だということでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 条例により面積が1平方メートル当たりの清掃手数料が年間1,290円と定められております。各霊園は、4平米、5平米、6平米など、様々な墓地面積ですので、平均の1人当たりの広さを計算し、5.3幾つ平方メートルと分かりましたので、その数字を掛け、1区画当たり7,000円と積算しました。

○上田部会長 右上に図がありますけれども、20年を過ぎた人からもお金を徴収すると

ということに対するご意見をお伺いしたいと思います。

○高橋委員 まず、清掃手数料として金額を再徴収している都市はほかにあるのでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 参考2に記載しているとおり、政令市は20市ありますけれども、16市が毎年徴収してございます。

○上田部会長 今回の質問というのは、当初は20年の徴収で、後から追加でというところがあるのかという質問かと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 同じようなやり方をしていきまして、当初、20年分なり10年分を徴収していきまして、それ以降、その年数を経過したら徴収しているという都市もあります。

○上田部会長 つまり、当初の契約内容を変更して追加で徴収したという意味ですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 20年分をいただいており、21年以降はいただいていないという契約になっているということです。

○古瀬委員 その20年ということですが、20年間という年数は条例か何かで決まっているのですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） はい。

○古瀬委員 20年間、永代使用料として払うとき、清掃料は20年分でこれだけになりますよという文言も全部分かるということでもいいですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 墓地使用許可証に20年分としてという文言は入っております。

○古瀬委員 でも、20年が過ぎたらどうなるかまでは書いていないのですね。

○事務局（高谷墓園管理係長） はい。

○古瀬委員 土地の永代使用料、墓地使用料はどのようなのですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 墓地使用料につきましては、お墓を建ててしまうと簡単には取り壊すということがないものですから、永代となります。

○上田部会長 逆に、これまで20年が過ぎた後に徴収しなかった理由はあるのですか。

右上のAさんみたいなケースが生じた理由というのは何ですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 前任者等から何も引継ぎがない状況です。

○上田部会長 ほかにございませんか。

○高橋委員 市営霊園では、清掃手数料について、契約書というか、契約書の後ろに、20年が過ぎた後、何かあったらいただきますよという文言が一応入っているのです。ですから、その方たちがそれを認識しているかは別として、再徴収はできると思うのです。そして、それを払ってくれる方と払ってくれない方がこれから出てくると思います。

今後、市営としてはどうするのかです。払ってくれない人については、話は飛んでしまうかもしれませんが、お墓を撤去するという方向に行くのかどうか、私たちとしてはそういうところが気になるところです。

また、土地は札幌市のものですが、墓石は個人の所有物なので、所有権の話になるかと思います。10年後や20年後にその人たちが返してくれとってこなくもないので、どこかほかに置く場所をとって話になっていたりもするのかなと思いつつ、今回、再徴収のことを見ていました。

それから、再徴収していただけると金額は上がっていくのですが、このグラフは使用したお金を引いてもこれだけ増えていくというものなのではないでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 再徴収することによって今までいただけていない分をいただきますけれども、冒頭で述べましたとおり、バリアフリー化のほか、園内のもので傷んでいるところの修繕、補修に回しますけれども、毎年、僅かながら収益は回復していくと認識しております。

○上田部会長 今、高橋委員からもご指摘がありましたけれども、契約書にきちんと書いてあるのであれば徴収は可能ではないかということです。それを聞くと徴収するのは当然のような気もするのですが、払ってくれなかった場合にどうするのかです。先ほど高谷係長からは清掃手数料という名称も含めてという話がありましたよね。でも、清掃手数料を払わなかったからといって墓地を取り壊すといいますが、契約をなくすということは、要は、清掃手数料という名前だと払わなかったら清掃しなくてもいいとなりそうな気もしなくもないですね。それが先ほどの名称が適切かどうかを検討するというところの文言に含まれていたかと思います。

そのほかにかがででしょうか。

○石井委員 今お2人から出された話に関連するのですが、やはり、実質的に無縁化しているというようなことがこれまでも議論にあったわけですから、ある種の料金をきちんと取っていくということでその実態が明確になるという側面があると思います。

やはり、管理をきちんとやっていくという方向からしたら、実質、無縁化して、その結果としてお金を払ってもらえないものの扱いをどうするか、墓石はしばらく置いておいたら置いておくみたいなことでも、いつまでも置いておけないという決断をしたり、どこに祭るかのルールを決めたりということが必要だと私は思います。

先ほども出ていましたけれども、多死社会の中で限られた資源を上手に使い、市営墓地については使える方にサービスを提供する、むしろ、将来にわたってはそちらの意味のほうが大きいと思いますので、そういうバランスを発揮するために流れを上手につくるという視点が必要ではないかと皆さんのご意見を聞いて感じました。

○上田部会長 これについては桃井委員がお詳しいかと思うのですが、もしご意見をいただけるようであればお願いします。

○桃井委員 前回までの議論をきちんと把握できていないところがあるかもしれませんが、先ほどの合同納骨塚の話もそうでした、サービスが提供されている施設等を維持していかなければいけないという場合は受益者負担が基本的な考え方になってくるのだろうなと思っています。

その上で清掃手数料についてです。

確かに名称の問題はあるだろうなと思いました。また、私も気になっていましたし、他の委員の方からもご確認がありましたけれども、契約関係でどういう規定になっているのかですが、そこにおいて徴収するという点に関しては何らかの根拠は見いだせるような規定環境になっているということでした。

取るなら取るべきだと個人的には思っておりますので、今、石井委員からもお話ありましたけれども、今後、無縁化したものをどうするのか、それから、恒久的に取ることによってきちんと回っていく徴収の仕組みになると思いますし、これは頻度とも関係してくると思うのですが、それも踏まえて、今後、安定させるために必要な金額水準であり、徴収頻度でありということをごきちんと考えることが一番重要なのかなと感じました。

○上田部会長 徴収には皆さんもおおむね肯定的なのかなと受け止めました。

次に、②の徴収頻度について引き続きご意見いただければと思います。

先ほど事務局からも説明がありましたけれども、今話題になっていたような無縁墓の予防に対応するには、できるだけ高い頻度、1年ごとなどで徴収したほうがいいということかと思えます。ただ、実質、職員のマンパワーもあまりないため、1年ごとに徴収するのが難しいため、3年くらいが妥当だろうというご提案でした。

これについてご意見ありましたらお願いいたします。

○桃井委員 質問ですが、1年にした場合のデメリットについてです。

今あったとおり、事務負担が大きということと費用が多額という記載がありますが、実際に追加徴収する場合になったときの徴収の仕方はどうなるのでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 税金などと同じく、納付書をお送りします。ただ、中には口座引き落としをご希望される方もいらっしゃると思いますので、そちらの方につきましては口座引き落としをご利用いただくというイメージです。

○桃井委員 そうすると、事務負担というのは、郵送するものをセットして郵送するときに事務コストがかかるということですね。そして、コストとしては郵送物の郵送コストが主という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） はい。

また、最初のうちはなかなかご理解をいただけないかもしれませんので、滞納される方が出てきて、その督促等で動く事務経費がかかるのかなとも認識しております。

○上田部会長 逆に桃井委員にお伺いしたいのですけれども、これについてはどういう考え方をしたらいいのでしょうか。頻度を高くし、督促状を送ることの人的負担と、5年ごとにするなどでより取りこぼすことについてはどう考えるのが一般的でしょうか。

○桃井委員 もちろん、現実的な工数、コストを考えなければいけないのですけれども、先ほど申し上げたとおり、今後、どういう制度にしていくのか、どう安定させるのかを出発点にすればよいのかなと思っております。それから、先ほどの無縁化しているものへの対策なども踏まえるべきかと思えます。

ほかの政令市でそうやっている事例が多いというのもその辺りがあるのかなと思いますけれども、やはり、1年ごとにやるのが望ましいのかなとは思いますが、ただ、そうは言いながらも、工数と費用の負担感の比較考量もあります。ですから、出発点は1年としながら、工数と費用がどのくらい重たいかによって、どれくらい伸ばせるかという議論をしていくという考え方なのかなと思いました。

ですから、個人的には1年は望ましいと思うのですがけれども、職員数が区画当たりで少なく、非常に厳しいということであれば、3年ぐらいまでの間で考えるというのは現実的にはやむを得ないのかなと感じています。

○上田部会長 そのほかにご意見はありませんか。

○高橋委員 管理料を毎年払っていただくのが本当に望ましいかとは思いますが、やはり、経費的な部分で確かにかなりの負担があるかと思っています。

滝野霊園の場合、毎年払っている人の経費率みたいなのは7%くらいという数字になっているようです。ただ、銀行に対する手数料を払ったり、いろいろとするので、そういうものも含めて7%くらいだということです。

私どももこのことに対してよく考えていまして、本当はコンビニ決済が時代的にはいいと思うのですが、その分、コンビニに対する手数料を払わなければならないので、なかなか踏み切れていないところがあります。また、ネット徴収みたいなものもこれからはやっつけていかなければいけないのだろうなとも思っています。

札幌市から今日お話をお伺いしたら、今のところ、そこまでは考えていらっしゃらないみたいですが、札幌市でいろいろな方式を取り入れたらぜひ教えていただきたいなと思っております。

また、清掃手数料の金額の話になりますが、20年、長い人で30年を過ぎて、同じ金額でサービスを低下させずにできるのかということが疑問なところもあります。その辺はこれからまた考えていくとは思いますが、毎年いただくのは大変だということです。

滝野霊園の場合、管理料が滞った方、お墓に管理料が5年以上未払いだと、支払っていただいていないので、窓口にぜひお越しく下さいみたいな看板を置くなどして支払いをお願いしております。それでちゃんと支払ってくれる方もいて、今のところ無縁になっている方はいないので、ぜひそうやっていけばいいなと思っております。

○上田部会長 それでは、ほかにございませぬか。

○石井委員 徴収方法といいますか、決済のやり方は随分と進んできていますので、そこは合理的なやり方をもう少し研究してもらおうということでもいいと思うのですが、頻度をどうするかということについてはどうですか。

1年をベースに、3年でも5年でもといいとは思っています。ただ、長期分をまとめて払ったら、普通、若干はディスカウントされるみたいな設定ですよ。ですから、ちゃんとやっつけていけるという人がいて、そういう長い設定をする方が一定数おられるのであれば、その事務は軽減されますよね。

要するに、1年でフォローするというときには、払ってくれない人と無縁化のリスクが高い人が中心になるような制度設計ができないかということをもう少し考えてもいいのではないかと思うのです。

結局、滞納と無縁化の対応というのは5年に1回やるということでは済まないといえますか、もう少し日常的にフォローしていかないと全く対応できない話だと思います。そのためには、やはり、料金徴収は1年ごとである必要があるのではないかと思うのですね。

つまり、長く払ってくれて、そのリスクがなくなる人は長くし、そうではない人が残るような設計にしたらどうかと思います。

○上田部会長 私個人としては、今回のキャッチフレーズのように、多死社会を考える都市札幌というのであれば、今後の多死社会に対応するため、行政サービスとして、この担当職員の数を増やしていくというのが社会の状況に対応した行政の在り方なのではないのかなと思っています。やはり、社会の構想が変わるのですから、それぞれの職員数も変わってしかるべきではないかということです。

また、市営霊園として、基本的にセーフティーネットということで進んでいるけれども、やはり、受益者負担ということもあり、お金を取らなければいけないのがなかなか難しいところですよね。前回のサウンディング調査にもありましたけれども、お金を取れる事業はできないけれども、結局はお金がかかってしまうというところで、どういうやり方がいいのか、話を伺えば何うほど、なかなか悩ましいところです。

要は、取れない人たちを対象としようとするのが市営霊園のはずなのに、やはり取らないといけないということはどうしたらいいのかということも難しさなのではないのかなと聞いていて思いました。

そのほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 それでは、今の議題(3)に関し、市営霊園について、使用許可後20年を経過した墓地使用者からは、名称は検討するにせよ、清掃手数料を徴収すべきということで皆様のご賛同をいただけたものとして事務局に素案をまとめていただきたいと思います。

引き続きまして、議事(4)の旧設墓地の管理方法についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(高谷墓園管理係長) 続きまして、資料4の旧設墓地の管理方法についてです。

第2回墓地部会の際に昨年度実施させていただきました旧設墓地利用者へのアンケート結果を配付させていただいております。

旧設墓地についてですが、明治期に地域の住人により自然発生的につくられた墓地が札幌市内以外に現在17か所ございまして、時代が昭和期に移り、札幌市が管理を引き継ぎました。

これらは、市営霊園と違い、当時の経緯が不明であり、使用料及び清掃手数料をいただ

いていないため、市営霊園と不均衡が生じています。

右側の問題点のところに表を載せておりますが、実施しましたアンケート調査の中で旧設墓地の使用者に市営霊園への移転を希望するかどうかの確認をしております。そうしたところ、80%を超える方が移転せず、このまま利用したいと答えていることから、旧設墓地につきましては、移転や統廃合をすることは難しく、継続する必要があると考えております。

また、その下以降にある墓地を使用している人へのアンケートについてです。

墓地の維持管理に関する費用を負担すること、また、管理料とサービスの質についても尋ねております。維持管理に関する費用を負担することについては49.6%と、ほぼ半数の方が維持管理料を徴収すべきである、また、維持管理料とサービスの質については約半数の方から現状と同じく年間6,000円の負担で現状と同じ維持管理を提供してほしいという回答をいただいております。

市営霊園と不均衡が生じている状況がある一方、お金を徴収していないという不均衡が生じている状況となっているため、旧設墓地の使用者様からも管理料を徴収すべきと考えているところです。

右側上に維持管理料の積算について掲載しておりますが、市営霊園については札幌市で整地し、募集をしているため、墓所の広さで手数料は変動します。しかし、旧設墓地については自然発生的に利用されているということから、どこに土葬体が埋まっているかが分からず、使用面積を定めることができないと考えており、旧設墓地の利用者からは1区画ごとに年間の管理料を徴収すべきとしております。

アンケートで旧設墓地17か所は継続するという回答を得ていること、また、維持費を墓地使用者で賄っている市営霊園と不均衡が解消されないという状況を踏まえ、旧設墓地の使用者様から維持管理料を徴収することについて、旧設墓地を継続するということについて委員の皆様の議論をお願いしたいと考えてございます。

○上田部会長 市営霊園については、お金を徴収し、それを取り崩して維持管理を行っている一方、17か所ある旧設墓地に関しては市税にて賄っているという説明でした。

事務局からは、旧設墓地は、アンケートの結果からこのまま継続する必要があるというお考えだったのですけれども、そのために適正な受益者負担の観点から維持管理料を徴収したいというようなお話がありました。

①と②を併せてご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

○石井委員 質問ですけれども、これで旧設墓地を継続しないという答えを出したらどうなるのですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 第2回の墓地部会が終わった後、旧設墓地なり市営霊園のこれまでの成り立ちについて年表みたいなものを皆様方に送らせていただきました。今までは区画整理なり市や北海道の事業なりで廃止したということがありまして、利用者の理解を得るのはなかなか難しいかなと思っております。

○石井委員 維持管理費を取ってこなかったことが、ある種、正当化されているくらい歴史が長いですね。それでは、取るときにはどういう説明をするのですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 市民全員が使っているようなものではなく、札幌市民以外の方、今となってはいろいろなところに転勤している方もそこを使っておりますので、適正な受益者負担という観点しかないかなと考えております。

○石井委員 当然、そうだと思うのですけれども、長いこと徴収していなかったことに対して、今、徴収することの正当性をどうつくるかを本当は考えなくてはいけないのですよね。

こういう公の会議で市税を投入するべきではないという議論が強く出たみたいなことを理由にするしかないのでしょうか。要するに、見直しをしなくてはいけないきっかけがあり、改めて問題になったという話にせざるを得ないのかもしれませんが、やはり、一般の市民感覚で言うと、非常にアンバランスでして、このまま放っておくのはまずいとは僕も思っています。でも、上手にやらないと紛糾する要素も多いかなというようなものですので、そのロジックについては、この会議体なんかの役割を上手に使い、理論武装をしないと難しいかなと思いました。

それに、管理費の必要額についてもそうで、もう少し将来的な費用をちゃんと考えたほうがいいのではないかと思います。私は中央区の西のほうに住んでいて、円山なんかも旧設墓地の一つだと思うのですけれども、まともに管理されている状況にあるとは思えないのですね。私も近くをよく通るのですけれども、適切な管理をしているようにはとても思えないので、最低の費用をもう少し検討し、ちゃんとコストも払ってもらい、少なくとも市民生活と調和するくらいの管理水準にしてもらわないとまずいのではないかと思います。

身近な一つ二つの例しか知らないのですけれども、率直に言うと、そういう感じもあるので、水準については、抵抗感云々というようなことがあるとしても、やはり必要な水準をちゃんと出さないと駄目ではないかということで、6,000円では足りない可能性のほうがずっと高いのではないかという印象を持っています。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 先ほどの市営霊園の場合は、清掃手数料ということで、年間7,000円という設定だったと思うのですけれども、旧設墓地になったら、アンケートの結果を水準にして、しかも、維持管理料という名前で3,000円になってしまうということにはすごく違和感を覚えます。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○福田委員 先ほどの石井部会長のお話とも関連するのですが、一つ質問します。

旧設墓地は税金を投入して管理していて、これをどうするかという議論ですが、昭和に入ってから既にずっとやっているわけですね。でも、もう令和の時代で、昭和は遠くなりにはけりですよ。今までこういうことが議論になったことはなかったのですか。ずっとほ

ったらかしにしていたことには正直に言ってびっくりしてしまいます。

なかなか出てこないのかとは思いますが、過去に議論してきたという記録はないのでしょうか。市税投入がいいのかどうか、受益者負担はどうするのだという議論はなかったのでしょうか。

○事務局（敦賀生活環境課長） 残念ながら、あり方検討の基本構想ができる前、今回のこの議論までは、いろいろと記録も見ましたが、議論した経緯は見当たりませんでした。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 旧設墓地に関しては、最初の頃につくられた古くて無縁のものはどけて、公園化して明るい墓地にしたらいいのではないかという話も出たと思うのです。そういうことで維持するしないの話があるのかなと私も思って読んでいました。

しかし、その後の話を伺っていると、さらに昔のお骨が入っていて、そこを触れない、どけるのはそう簡単ではないのだよという話になり、やはり維持しようという話に戻ってきた、そういうこともあるので、維持せざるを得ないということなのかなと思っています。

また、アンケート結果のとおり、お金をいただくことに関し、お金を払ってもいいよと言っているところもあるので、払っていただける方にもらうのはいいとは思いますが、先ほど言われたように、もう何十年も一回も払ったことのない人たちからここでお金をもらうというのはなかなか難しいところもあるでしょう。でも、やはり、かなり傷んでいるところも多いので、維持していくことに関してはよいと思います。

それから、明らかに無縁だとなり、お墓の下のお骨だけを取り出し、移転するとなったとき、全部を平岸に持ってくるとしなくていただければ助かります。

○上田部会長 ほかにいかがですか。

○古瀬委員 旧設墓地についてですけれども、今、明確に分かっている管理されている方というのはどれくらいいるのでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） もう一度教えていただけますか。

○古瀬委員 要は、無縁化になっておらず、管理されている方を分かっているかどうかということです。

○事務局（高谷墓園管理係長） 右上に書いているとおり、3月31日現在の墓地使用者が5,201人です。

○上田部会長 これは、この間にやったアンケートの結果、返信があった人が5,201人という意味ですか。それとも、記録上で残っている人が5,201人ということですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 3月31日現在の旧設墓地の区画にあるお墓の数です。

○上田部会長 最近、アンケート調査をしましたよね。それに返事があったのは何名なのでしたか。

○事務局（高谷墓園管理係長） アンケートについて、5,201人のうち、既に手紙が届かないと分かっている方には今回送っておらず、3,806人に送らせていただきました。そして、回収できたのが1,718人で、45%の回収率となっております。

○古瀬委員 ということは、1,700人というか、区画という考え方でいいのですね。お墓はたくさんあるけれども、実際にお金を払ってくれそうな方は1,700人ということですか。そして、今、こういうふうに比率で分かれているということですよ。

当然、木も大きくなりますし、草もぼうぼうになったら虫もたかりますし、やはり、最低でも管理はやらないといけないと思うのです。

現在、1,700人の方が使われていて、管理をやっていると思うのですが、今まではそれを無料でやってきたわけですよ。使っているのにお金を払う気が、受益者負担という気持ちがないのでしょうか。払ってもいいよという人が半分くらいはいるのでしょうか、払ってもらわなければならないと思います。

そして、先ほど石井委員から出ましたけれども、6,000円でいいのかです。市営墓地の管理水準までいなくても、積算するとは思いますが、そういう計算から最低でもこれだけはかかるので、負担願いたいと訴えていかないと、だんだんと墓地が乱れていくのかなという気がします。

これが私の率直な意見です。

○上田部会長 確かに、アンケートを送ることができた人すら3,800人、アンケートを返してくれた人すら1,700人ということです。まさに、先ほど石井委員がおっしゃったように、そもそも旧設墓地をどうするのかという長期的な方針を決めておかないと、もし仮に、今、維持管理料や手数料で取り始めてしまったら、今まで払ってきたのとなり、将来的にやめることができなくなってしまいますよね。そういうことで難しくなるということもあるような気がしますし、先ほど高橋委員からもそういうお話があったと思うのですが、長い目で見たときの方針がどうなのだとということにも大きく関係してくるような気がしました。

そのほかにいかがでしょうか。

○澤委員 私も、上田部会長がおっしゃったように、草刈り程度の費用を集めるよりは、長い目で見て、無縁墓も含め、全部を整理して、ちょっとした公園にするというようなプランがあると使っている方たちも納得でき、使用料の負担も考えてくれるのではないかなと思います。でも、そうしたものがなく、ただの草刈りや木の手入れくらいだと、それだったら自分たちでできる、最低限の費用でとなるのではないかなと思って聞いていました。

○上田部会長 先ほど高橋委員がおっしゃっていましたが、このまま無縁化が進んだとき、その後、土葬された骨について、誰がお金を払い、どうするのだという話になってくるのです。

結局、いつかはこれを掘り起こして、平岸霊園にあるような合同納骨塚に入れ、無縁墳墓を整理するだけで納骨塚一つが全部埋まってしまう、また新しいのを建てなければいけなくてということも起こり得るのかなという気もします。

でも、どこかでやらなくてはいけなくて、土葬の骨をどうするかということは長期プランの中で考えていかなくてはいけないことの一つなのかなと思いながら伺っておりました。

そのほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 今、上田部会長が言っていることですが、一旦整理して、その墓地の中心にモニュメントみたいなものをつくって公園化するというような話が最初にありましたよね。

そういう形に、もしかしたらなるのかなと思って話を聞いていました。

○上田部会長 でも、そのときに受益者負担はできないのですよね。結局、市税を投入しないとその事業はできなくなってしまうので、なかなか大変だなと思いました。

そのほかにいかがでしょうか。

○桃井委員 私も、清掃手数料なり、必要な金額を徴収して維持していかなければいけないという考えではあるのですが、先ほどの合同納骨塚のほうは、もともと年収の低い方や身寄りのない方などが使うところから始まったというお話でしたよね。

でも、旧設墓地に関しては地域の方で自然発生的にという話がありましたけれども、例えば、所得水準など、バックボーンについては、特段、年収の低い方だけではなく、様々な方がいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） そのとおりです。

○桃井委員 それであれば、もちろん、年収の低い方に配慮はしなければならないのですが、やはり、将来的なことも含め、必要な手数料などをきちんと考えた上で必要なものを取っていくということが必要なのかなと思います。

○上田部会長 ちなみに、セーフティーネットという話は、合同納骨塚だけではなく、市営霊園全体の方針です。ですから、そういう意味でも旧設墓地だけがかなり異なる文脈を持っているということかと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○上田部会長 それでは、旧設墓地については、存続する代わりに管理料なりを徴収することで事務局に素案をまとめていただきたいと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

議事（５）の民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導についてです。

こちらは報告と伺っておりますが、説明をお願いいたします。

○事務局（道企画担当係長） 資料５の◎の民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導についてです。

こちらは、墓地関係の取組事項などのうち、唯一、民間墓地・納骨堂のものとなります。

本件につきましては、本日、ご出席いただいていないのですが、協議会委員の山上委員が会長を務めております札幌市墓地等財務状況審議会において具体的な対策等について検討をしておりますことから、本件は報告事項とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

左上の１の民間墓地と納骨堂の経営をご覧ください。

まず、墓地や納骨堂を経営しようとするものは、墓地、埋葬等に関する法律に基づく札幌市長の許可を受けなければなりません。

民間墓地や納骨堂については遺骨を扱っている施設であることから、安定的な運営ができなくなる、つまり、破綻などをしてしまうと、その利用者である市民が大きな不利益を被ることとなってしまいます。

こうしたことから、札幌市では、民間墓地や納骨堂が安定した経営を確保できるよう、条例で一定の義務を課しております。

その一つとして、2に示す墓地や納骨堂に係る経営状況報告の(1)の墓地や納骨堂に係る経営状況報告制度があります。

この制度は、札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づきまして、公益法人が経営する墓地や一定規模以上の納骨堂に対し、毎年度、経営状況に関する報告を義務づけております。

具体的には、表に示したとおりとなります。

左側から、墓地を経営する公益法人、公益型納骨堂を経営する宗教法人、500壇以上を経営する宗教法人の三つの区分ごとに必要書類を示しております。

丸は提出が必要な項目、米印は各々の法人で書類を作成している場合に限り提出が必要な項目となっております。

このように条例で報告を義務づけているものの、提出される書類が限定されていることなどから、安定経営に不安があるものについての把握方法や指導方法の検討が必要だと考えておきまして、現在、墓地等財務状況審議会において検討しているところであります。

同審議会での検討結果を踏まえまして運営計画に盛り込む予定としておりますので、本協議会に対しては、その状況を見まして、適宜、報告させていただきたいと思っております。

資料右半分については、参考までに、墓地等財務状況審議会の概要や条例の参考条文の関係分を掲載しておりますので、適宜、ご覧いただければと思います。

○上田部会長 ただいま事務局からの報告がありました。ご報告なので、基本的に質問等はないかと思うのですが、こちらの内容についてご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 これでは本日の部会をもって検討事項については一通り駆け足で協議を行ったこととなります。

最初に資料1でご説明ありましたが、次回の部会では、今まで議論してきた内容についての素案を事務局から出してもらい、それに対して意見をすることになるかと思うのですが、素案を作成していただくに当たって、全体に関するご意見やご質問を今のうちにいただいていたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

これまでの1回目、2回目、3回目の過去の部会の内容に関してでも構いませんが、素案作成をいただくに当たってのご意見等がありましたらお願いいたします。

私は、今日、重い議題が続くと冒頭で申し上げたのですけれども、今日お話のあった合同納骨塚の話や市営霊園の管理料の話、旧設墓地を維持するかしないか、維持管理料の話のいずれも長期的な市としての方針がないとなかなか難しいのではないのかなと感じております。

これは合同納骨塚をどういう位置づけにしていくのかもそうです。今日の議論でも出てきましたが、セーフティーネットのこと、そして、実際の利用状況とといいますか、結局はいろいろな方が利用されている中で長期的にどう考えていくのかです。また、市営霊園の管理もそうです。前回、市営霊園の改修や機能の統廃合の話がありましたけれども、こちら辺をどういうふうに考えていくのかということです。さらに、旧設墓地に関してもそうです。

これらについての長期的な考えがなく、今ある課題を解決するためだけの方策では、いずれまた別の問題が生じてくるのだろうなと今日の議論を通して改めて思いました。

そのほか、皆様から、全体を振り返って、ご意見はございませんか。

○石井委員 ほとんど同じ話ですけれども、もともと、多死社会を安心して過ごせるようにとといいますか、そういうミッションを持ってスタートしたプロジェクトなので、未来の安心のために受益者負担も含めた費用負担等をお願いするという大きなシナリオで言いますと長期的視点が必要で、なおかつ、それが市民の福祉水準の向上に資するというのをやはり明確にしていかなければいけないと思います。

逆に言うと、多死社会によって費用が急増するという状況です。火葬場部会でもそういう議論があったかと思うのですけれども、もう少しインパクトのある形で長期的な数字を出し、必要性について言っていくということを忘れてはいけないのではないかと思います。

ですから、長い目線の中で必要性を訴えるということの中に現実の課題解決も上手に織り込むという整理をぜひしてもらいたいと思います。

○上田部会長 そのほかにかがででしょうか。

○福田委員 上田部会長と石井委員と似たようなことになるのですけれども、いろいろな資料が出され、料金をどうするという議論が中心だったかと思います。それにいろいろな案があって、これにはこういうメリットやデメリットがあるということでした。それも大切なのですが、皆さんの話を聞きますと、旧設墓地についてはかなり根の深い問題で、これを一体どう考えていくかで、何十年もほったらかしにされてきた問題ですよ。

これについては、計画の中で単にお金をどうするこうするという議論も必要でしょうけれども、中長期的な問題としてどう考えていくか、都市計画の中でどう考えていくかという展望というのでしょうか、検討課題であるということもきちんと位置づけていただきたいなという感想を持ちました。

○上田部会長 素案作成前の最後の回なので、皆さんからも一言ずついただきたいと思えます。

まず、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今回、札幌市では市営霊園に対する清掃手数料を20年分しかもらっていないということが分かりました。民間の立場から言えば、管理料とか施設利用料とか、維持管理料みたいなものを全くいただいていない状態で管理してきたということについてはよくないのではないかと思っていたのですね。もらうのはなかなか大変だとは思いますが、札幌市として、再徴収し、よりよくしていこうみたいなところにたどり着いていただけたのは大変ありがたく思っております。

民間としては許可をいただいているのですけれども、札幌市は一度払ったらおしまいだみたいなことがなくなるので、そういうことから出ていただいたほうがよかったなと思っています。

また、合同納骨塚についてです。

繰り返しになりますけれども、たくさんの方を受入れるということは民間としてなかなか厳しい部分もありますけれども、困っていらっしゃる方が利用するという立場でそこがあるということに関しては私もすごくよく分かりましたし、今回の会議で勉強になりました。ただ、その辺のところはバランスを見ながらやっていただければと思いますし、これからはいろいろな意見を聞き、やっていけたらと思っています。

それから、旧設墓地は、今回、もらうならもらう、撤去するなら撤去するみたいな簡単な頭でいたのですけれども、大変難しい問題だなと分かりました。

○上田部会長 それでは、古瀬委員、お願いします。

○古瀬委員 私は、最初から緑地みたくなればいいなという夢物語みたいなことばかり言っていたのですけれども、旧設墓地に関してはその墓地だけの利用なのですね。旧設墓地の中にはひどいところもあるし、もともとの地主さんがいて、立派な墓石が建っているところも中にはあるのです。それを地域の墓地だけではなく、墓地と複合した利用施設としてできないかなというのがあればいいなと思うのですけれども、やはり、それにはお金が必要ですよね。

そのとき、札幌市としても、受益者負担だけではなく、緑地に切り替えていくよう、都市計画法なのか都市公園法なのか、そちらに引っかけて、今ある墓地を一つにして、周りは環境緑地みたいなところとして利用できるとすれば地域の財産にもなりますし、いいのかなと思っていました。根拠をそこまで持つていくのは難しいのですけれども、私は前からそういう考えでおりました。

○上田部会長 確かに面白いですね。

これまでも、都市施設として、公園も墓園も一緒に並んでいるという都市計画法上の中で都市のオープンスペースとして墓地も見直せるのではないかという話がありました。今の市営霊園は、例えば東京都を見ていてもそうですけれども、長期プランとなっていて、すごく時間がかかりそうなのですが、今の古瀬委員のご意見のように、むしろ旧設墓地から初めていくというのはなるほどなというか、面白いなと思いました。

それに、骨が土葬されたところの上でみんながくつろげるようにして、それで持ち主の

方が怒るのなら、きちんと掘り起こして火葬してくださいと言う理由にもなっていないのかなと思いついてお伺いしていました。

それでは、澤委員、お願いします。

○澤委員 利用料のことなどはなかなか切羽が詰まっていて、お金がなくなってこないと進んでいかないのだなというのは分かります。今度、パネル展をチ・カ・ホでやりますが一般の方というのは、墓地のこともそうですが、旧設墓地のことなんか全然分かっていないと思うのです。

私も昔から墓地があるなというくらいは感覚しかなかったのですが、ここに入って初めてそんなことになっているのだと分かったので、一般の方にもっと知らせて、みんなで考えていきたいと思います。だから、巻き込んでいくということも必要なのではないかなと思います。

○上田部会長 確かに、この協議会では、意識の部分が一番大きかったということをご意見で思い出しました。

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 いろいろと難しい問題があるのかなとは思っているのですが、あまり大きなことを考えるのは市民の立場としては難しいなと感じつつ、長期的にいろいろと考えていくことが必要だなと皆さんの意見を聞いて思いました。

細かい話でいえば、維持管理料なり清掃料を設定するとして、払わない人をどうするかですよね。真面目に払ってくれる人はいいとして、払ってくれない人はそのままいいよとならない何かの方策を考えておかなければいけないのではないかなと思いました。

○上田部会長 まさにおっしゃるとおりで、旧設墓地の方からの徴収がかなり難しそうだというのは今日の説明でよく分かったことでして、おっしゃるとおりだと思います。

それでは、桃井委員、お願いします。

○桃井委員 金融機能的な発想になって恐縮ですが、市としてのセーフティーネット機能をきちんと果たしていく上では、今日議論があったサービスに対し、適切な対価をどうやって取っていくかの話はとても重要だと思うのですが、やはり、途中で何度も出てきましたが、どんどんと利用者が増えていく中、新設する、増設する、大規模改修する、もしくは、緑地化や公園化も含め、あるべき姿を整えていくという、ハード面というのは受益者負担で賄えるものではなかなかないと思いますし、金銭的なインパクトも非常に大きいものだと思います。

ですから、今日の部会でも何度か意見が出ましたが、将来的なハード面の金額感ややり方について数字できちんと把握した上で、それも含め、どこでどうやっていくことが最も適切で効率的なのか、そういう視点を持ちながら検討していくことが必要なのではないかなと感じたところです。

○上田部会長 我々の議論の中では欠けている視点なので、大変貴重なご意見かと思いま

す。この辺りは今回の素案にもきちんと書いておいていただけるといいなと思います。

石井委員、一度ご意見をいただいていますけれども、追加でご意見はありますか。

○石井委員 いろいろと意見が出ていましたけれども、多死社会にあって、墓園がもっと身近な公園になるみたいな話というのは夢物語ではなく、当たり前にあってもいいのかもしれないですね。旧設墓地の中にもそういう適地が幾つかあるかもしれないから、真面目にそういうことを考えてみてもいいのかもしれませんが、逆に、そういう流れの中で予算措置等を考えたら、ある種、財政支出の妥当性みたいなことをもっと明確に整理することができるのではないかと感じました。

そして、受益者負担の問題についてです。

微妙な話ですが、収納率70%という辺りで、要は、払ってくれない人がいることを前提にしているわけですね。そういうふう置くこと自体が問題だという見方もあるものの、逆に言うと、現状でいったら、払ってもらおうとして、本当に70%の方から払ってもらえるのみたいな状況も現実にはあって、下手をしたら収納率が50%や40%、あるいは、30%というレベルから始めなくてはいけないみたいなこともあるのだと思うのです。

だから、変な算数をして、結局、税金で出していたものについて、税金は要らないといっておきながら受益者負担にしたけれども、穴が開いたみたいな話になると、みんなにとって不幸な結果になってしまうのですね。

今、収納率にはものすごく悪いものがいっぱいあって、厳しく取り立てるツールを置いておかないと、受益者負担と言っても、事務コストも含め、結果的にマイナスになりかねないみたいなことが世の中では結構起こっているのです。そこら辺についてはかなりシビアな設計をちゃんとしておかないと、むしろマイナスの影響をつくってしまうみたいな可能性が現実にあるのです。ですから、そこはこれからの議論の中でもう少し慎重に見ていく必要があるかなということを感じました。

○上田部会長 ありがとうございます。

本日いただいた委員の皆さんのご意見も踏まえ、事務局には素案をまとめていただきたいと思います。

特に、素案をまとめるに当たっては、今回出てきたような意見のうち、今後、継続的に議論しなければいけないところ、議論しなければいけないポイントみたいなものもキーワードとして入れておいていただきたいと思います。そうしないと、この場で終わり、次に具体的に議論する委員会が立ち上がったときにゼロから議論みたいになってしまうので、申送りというか、引継ぎという意味においても、どういった議論が今後必要かについてもできれば少し入れておいていただけるとありがたいです。

3. 連絡事項

○上田部会長 それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○事務局（柳墓園管理係員） 本日も、様々なご意見を賜り、ありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえ、第2回の総会で報告したいと思っております。また、その後は、第4回部会で運営計画の素案をお示ししたいと思います。ですから、第4回の部会からは運営計画の素案について議論していただくこととなります。

次回の会議は、第2回の総会になりまして、開催が6月21日月曜日の14時からとなります。また、第4回墓地部会につきましては7月中の開催を予定しております。具体的な開催日時につきましては6月に入りましたら日程調整のメールを送付させていただきます。

次回の出席につきましてもどうぞよろしく願いいたします。

4. 閉 会

○上田部会長 それでは、これもちまして第3回墓地部会を閉会します。

本日は、円滑な議事進行にご協力をいただき、どうもありがとうございました。

お疲れさまでした。

以 上